(1)公務員の仕事について

①公務員と会社員の違い

☞就職活動をする学生の進路は大別して公務員と会社員の2つがある。どちらも正規に雇用される給与所得者である点に変わりはない。職員数は市役所だと人口の 1/100 くらいなので、吹田市だと大企業並み、大阪市だと有名企業並みの規模。就労環境もこれらの企業と類似している(忙しく残業もある。ただし無茶苦茶はやらない遵法意識がある等)。給与は安すぎはしないが高くはない。では何が異なるのか。学生はしばしば「利益ではなく公共のため」とか「地域に貢献できる」などと答えるがどういう意味か

②憲法の該当条文(の一部)

- 15 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 15-2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 99 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。
- 11 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 14 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 25 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 25-2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 26 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 27 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

17 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、 国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

③「利益ではなく公共のため」「全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」とは

(1)ケーキ製造業 P 社は、吹田市内の工場で従業員 50 人を雇ってケーキを製造し、梅田と難波の百貨店にある直営店で販売している。この業態において、存在しないと成り立たない公務員の仕事として何が考えられるか

◆参考:公務員の職種概要

- · 市役所/県庁:事務職、技術職、資格職
- ·警察/消防:警察官/消防官、事務職、技術職
- ・国家公務員/総合職、一般職、専門職(国税専門官、財務専門官、労働基準監督官、法 務教官、外務省専門職員など)、その他皇宮護衛官、自衛官、海上保安官、刑務官、裁判 所事務官、国会職員など
- 国立大学法人職員
- ☞大阪府警採用担当者の談「学生の皆さんは、警察というと交番のおまわりさん、白バイ、 刑事くらいのイメージしかないので、興味を持ってくれる人が限られてるんですが、イメージよりずっと多様な部署がある。それを知ってもらえれば興味を持ってくれる人も 増えると思ってセミナーとかやるんですが、なかなか難しいですね…」

部署一覧の例

国(政府官公庁)	吹田市	大阪府警

(2)以下の対応について、それぞれ妥当かどうか判断せよ

- **●**ラーメンチェーン P 社の店舗に、持病で食事制限のある人が来店し、自分でも食べられるメニューがないか問合せてきた。しかし商品ラインナップの中に当てはまるのがウーロン茶くらいしかなかったため、店側はこの人に食事を諦めてもらった。
- ②バス会社 Q 社が、市中心部のバス乗り場に設置している路線案内図について、色覚障害のある人から「非常にわかりづらいので改善してほしい」と意見が寄せられた。しかし Q 社はコストの観点と、その人が利用している路線が自宅付近と当該乗り場を結ぶ 1 路線に限られていたため、丁寧な謝罪とともに理解を求めることで対応を済ませた。
- ❸猛烈な台風が上陸した R 市で、多くの市民が避難所に逃れた。そこにホームレスとみられる男性も逃げてきたが、避難所の市民から「子供が怖がっている」「体臭がきつい」などの苦情が寄せられたため、市側はこの男性に退去を求めた。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

- 4 国は、(中略)基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、(中略)適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ず るよう努めなければならない。
- 6 施設設置管理者(中略)は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

憲法 11 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。 憲法 13 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の 権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必 要とする。

災害救助法 2: この法律による救助は、都道府県知事が(中略)当該災害により被害を受け、 現に救助を必要とする者に対して、これを行う

災害対策基本法第3の1:国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する

憲法 25 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(2) 講座の実施科目

一次試験:教養科目	一次試験:専門科目	二次試験
(1)数的処理20	(2)憲法⑫ (3)民法⑧	(5)論文④
	(3)経済数学④ (4)経済原論⑩	

○数字はコマ数

例題 1

 13^{19} と 19^{13} の和の一の位の数を A、 17^{17} の一の位の数を B としたとき、A と B の積はどれか (特別区 R1)

①14 ②28 ③36 **4**42 ⑤56

例題 2

日本国憲法に規定する表現の自由に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。 (特別区 R2)

- 筆記行為の自由は、様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り、憲法の規定の精神に照らして尊重されるべきであり、裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができるのであるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないとした。
- ② 報道の自由は、憲法が保障する表現の自由のうちでも特に重要なものであるから、報道機関の国政に関する取材行為の手段・方法が、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく 蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合であっても、一般の刑罰法令に触れないものであれば、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものとはいえないとした。
- ③ インターネットの個人利用者による表現行為の場合においては、他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべきであり、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められなくても、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であるとした。
- ④ 新聞記事に取り上げられた者は、その記事の掲載により名誉ないしプライバシーに重大な影響を及ぼされた場合には、名誉毀損の不法行為が成立しなくても、当該新聞を発行・販売する者に対し、条理又は人格権に基づき、当該記事に対する自己の反論文を無修正かつ無料で掲載することを求めることができるとした。
- ⑤ 名誉権に基づく出版物の頒布等の事前差止めは、その対象が公職選挙の候補者に対する評価等の表現行為に関するものである場合には、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含むため原則として許されないが、その表現内容が真実でないことが明白である場合には、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがなくても、例外的

に事前差止めが許されるとした。

例題3

完全競争市場において、市場全体の私的総費用が、

$$C = \frac{1}{2} x^2$$
 [C:外部不経済による費用]

が社会的に発生するとする。

また、この市場の需要関数が、

$$X = \frac{1}{2}P + 50$$
 [P:財の価格]

で表されるとき、政府がこの市場に対して、生産量 1 単位につきTの課税をする場合、総余剰が最大となる「T」と「税収」の組合せとして、妥当なのはどれか。(特別区 R2)

- T 税収
- ① 8 100
- ② 8 120
- ③ 16 104
- **4** 16 208
- **6** 16 256

例題 4

我が国においては、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であるとされ、茶道や食文化などの 生活文化も含め、その保護に向けた機運が高まってきている。 文化財保護法については、平成 30 年に、地域における文化財の総合的な保存・活用や、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しなどを内容とする改正が行われた。また、令和3年に、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用 を図るなどの改正が行われた。 このような状況に関して、以下の資料①、

- ②、③を参考にしながら、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。
- (1) 我が国が文化財の保護を推進する意義について、あなたの考えを述べなさい。
- (2) 我が国が文化財の保護を推進する際の課題及びそれを解決するために国として行うべき取組について、あなたの考えを具体的に述べなさい。(国家一般 R5)
- 資料① 文化財保護法における「文化財」の種類とその対象となるもの
- 資料② 生活文化等に係る団体のアンケート調査結果
- 資料③ 文化財多言語解説整備事業の概要 ※いずれも省略

(3)試験の種類

①1 次試験

教建	養試験	専門試験			SPI, SCOA
高校での試験に類似		大学での試験に類似		類似	企業の就職試験で使用
数的処理	人文科学	憲法	行政法	民法	国語、現代文
文章理解	社会科学	経済	国際関係	など	英単語、英文
国語・漢字	自然科学	※専門職の場合はその専門			一般常識(SCOA)
時事		の試験 (土木工学、栄養学等)			

☞これら全部が出題されるわけではない

パターン1:教養+専門 …国家、都道府県、政令市など

パターン2:教養のみ …市役所、警察、消防など

パターン3:SPIやSCOA+専門 …地方自治体専門職など

パターン4:SPIやSCOAのみ …市役所、大阪府など

※一般常識中心のオリジナル試験の自治体も一部ある

② 2 次試験以降(2 次で出題されるか 3 次かは受験先でまちまちだが、一般に「2 次」と括ることが多い)

・論文・面接・集団討論・体力試験(警察・消防)

(4)講座の目的・意義

- ①資格講座の目的・意義
- (1)スキルを身につける:そのことについて勉強することによって、できないことができるようになる。
 - 例) MOS の勉強をする→Excel が効率よく使えるようになる
- ※その資格保持自体によって、就職活動の際の評価が上がることはあまりない
 - →公務員採用の場合は「面接の採点 200 点満点について 1 点加算される」程度のプラス
 - →「外資企業にとっての外国語」「ソフトウェア企業にとってのデジタルスキル」のよう な場合は、評価対象というよりは必須条件
 - →「公務員にとっての簿記」「国内企業にとっての外国語検定」などは、採用の際にプラスに働くというよりは、就職後に配属希望が通りやすくなる or 就職後に取得を命じられたときに楽、という点で有利

(2)採用選考の際の条件をクリアする

例) 司法書士になりたい→司法書士試験をクリアする必要がある 公務員になりたい→公務員試験をクリアする必要がある ☞この場合、当人の人格が高潔で熱意があふれまくっているとしても、試験を通過しなければ門前払いになる

(3)自分の興味関心を見つけるきっかけになる

☞簿記を取ったら「簿記士」になれるわけではない。TOEIC で高得点を取ったら「TOEIC 士」になれるわけではない。これらを勉強したことで、自分の興味関心に気づくことは 重要。大学の履修課程で「保育士資格の授業を受けたら子供をめぐる問題に関心が湧いた」→「市役所」のような場合も同様。

②この講座の場合

☞①の(1)~(3)のうち、当てはまるのは(2)、(3)

- (4)基本とされる科目について慣れる:公務員試験のうち、教養科目では数的処理、専門科目では憲法が、まず手をつけるべき基本の科目とされる。公務員試験は科目が多いため、早くに着手することは意義があり、3回生時の本格的な講座へとスムーズに取り組むことができる。
- (5) **縁遠い分野に慣れる**:学部によっては、大学の授業で、法律や経済に触れることが皆無 ということは珍しくない。まったく触れたことがないと、かなりとっつきにくいと感じ ても不思議ではない。学部の授業では接点がないので、この講座で触れることで、最初 のハードルを越えることができ、3回生時の本格的な講座へとスムーズに取り組むことが できる。
- (6)勉強の習慣を身につける:推薦入学等で、受験勉強の経験に乏しかった人は、「数年後に控える学科試験」に対してどのように取り組めばよいのかが不明瞭な場合も珍しくない。この講座に継続的に取り組むことで、3回生になっていきなり受験勉強態勢になろうとするより困惑は少ない。「ついサボってしまった」という失敗体験も役立つはず。
- (7)公務員への関心を確かめる:特に例題 2 や 4 は、いかにも公務員の仕事に関連していそうなのがわかるだろう。また、直接は関係がなさそうな数的処理のような科目の勉強についても、「これに時間を割く意味は自分にどれくらいあるのか」を自らに問うことになるため、自身の興味関心の確認へとつながる。
- (8)同じような人と横のつながりを持つ機会がある:「自分の学部だと公務員に興味のある友人がいない」等で孤独を感じてしまうとか、それでなくても進路について考えるのは何かと不安が付きまとうもの。受講生は大まかには似たようなことを考えている人々であり、またクラスセミナー/相談会も用意されているため、「人に聞くのを遠慮してしまうような些細な引っ掛かり」も解消につながる。